

西日本旅客鉄道株式会社公告第 54 号

旅客営業規則(昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号)の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 21 日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

山 崎 正 夫

第 38 条第 1 項中、第 1 号から第 3 号を次のように改める

(1) 中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校の中学部の生徒

(2) 小学校及び特別支援学校の小学部の児童

(3) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)及び特別支援学校の高等部の生徒

第 170 条第 1 項備考に、次の 1 号を加える。

(8) 通信による教育を行う学校が面接授業を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、所在地欄の上部に面接授業会場とかつこ書きし、当該面接授業会場所所在地住所を記入する。